

○岐阜県市町村職員共済組合出産費等内払金支払規程

平成21年10月1日

規程第37号

第1次改正 平成26年11月27日

第2次改正 令和3年5月27日

第3次改正 令和4年3月18日

第4次改正 令和5年3月1日

第5次改正 令和5年5月25日

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第111条の規定に基づく出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の申請が行われる蓋然性が高いと認められる場合において、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が当該出産費等の内払金を支払うために必要な事項を規定する。

(内払金の支払方法)

第2条 組合員から、「出産費等の支給申請及び支払方法について」（平成23年2月9日付け総行福第47号）の別添「『出産費等の医療機関等への直接支払制度』実施要綱」に基づき作成された明細書（以下「明細書」という。）が添えられた、別紙様式（出産費等内払金用）の「出産費等内払金支払依頼書」の提出があったときは、組合は当該組合員に対し、出産費等の内払金を支払うものとする。

（第5次改正）

(出産費等の内払金の額)

第3条 組合員に対する出産費等の内払金の額は、組合において最終的に支給することとされている出産費等の額から明細書に記載されている医療機関等の代理受領額を控除した額とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、出産費等の内払金の支払に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日）

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年1月1日以後に給付事由が生じた出産費及び家族出産費について適用し、同日前に給付事由が生じた出産費及び家族出産費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月27日）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日）

この規程は、令和4年3月18日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和5年3月1日）

この規程は、令和5年3月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年5月25日）

この規程は、令和5年5月25日から施行する。

	出 産 費	内 払 金 依 頼 書
	家 族 出 産 費	

組合員証記号番号				組合員 氏名	組 合 員 生年月日	年 月 日	
記号		番号					
出産者氏名				出産日	年 月 日	・単胎 ・多胎 (児)	コード (共済組合使用欄)
出産した場所 (医療機関等)		(名称)					
		(所在地)					
金 額	(明細書に記載された代理受取額)			(内払額)			
	法定給付 (1児につき) 円 (円※)	—	円	=	円		
※産科医療補償制度対象分娩でない場合							
上記のとおり (家族) 出産費内払金の支払を依頼します。							
岐阜県市町村職員共済組合理事長 様							
年 月 日							
依頼者 住所 〒 —							
氏名							
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。							
年 月 日							
所属所長 職名							
氏名							

医療機関等からの出産費用の内訳等が明記されている明細書（写）を必ず添付してください。
産科医療補償制度対象分娩の場合は、明細書（写）に「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の印字やスタンプ等が必要です。
共済組合使用欄

決定額	起案年月日					受付年月日		
	執行年月日							
局長	次長	課長	課長補佐	係長	主任			係